



島根県報

平成22年4月2日(金)

号外第97号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

解除予定保安林(2件)

(森林整備課) 2

告 示

島根県告示第266号

次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成22年 4 月 2 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 解除予定保安林の所在場所

邑智郡邑南町大林369-34（次の図に示す部分に限る。）、369-35から369-39まで、370-52、370-54、370-56、370-58から370-60まで、370-62

2 保安林として指定された目的

水源のかん養

3 解除の理由

農道用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を島根県庁及び邑南町役場に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第267号

次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成22年 4 月 2 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 解除予定保安林の所在場所

邑智郡邑南町大林370-53

2 保安林として指定された目的

水源のかん養

3 解除の理由

指定理由の消滅
